

令和4年度施設利用制限等特記事項

1 体育施設共通事項

(1) 優先事業について

岩手県が主催する事業及び当スポーツ振興事業団が必要と認めた事業は、優先事業として取り扱います。

(2) 利用料金及び利用手続きについて

令和3年度と同様です。

(3) 各施設の休場（休館）日について

以下に掲げる曜日は休場（休館）日としており、原則として、利用申込みを受け付けておりません。（大規模大会及び行事を除く。）

ア) 県営運動公園 第2ボルダリング競技場（毎週月曜日）

県立御所湖広域公園艇庫（毎週月曜日）

イ) 県営運動公園 第1ボルダリング競技場（毎週火曜日）

ウ) 県営運動公園 第3ボルダリング競技場（毎週水曜日）

県営野球場、県営武道館（毎週水曜日）

エ) 県営体育館 4月～9月（毎週水曜日）10月～3月（第1水曜日）

※休場（休館）日においても、大規模大会及び行事、祝日等は開場（開館）する場合があります。またそれに伴い、他日を休場（休館）日とする場合があります。詳しくは各施設までお問合せ下さい。

(4) 駐車場の収容台数を超えるおそれがある行事の取扱いについて

施設の駐車収容台数を超えるおそれがあり、主催者による代替駐車場の確保や対策ができない場合には、施設に空き（予約が無く貸出可能な状態）があっても、利用をお断りすることがあります。

2 県営運動公園

陸上競技場インフィールド利用について、芝保全の観点から一部の利用を制限します。

【利用できる事業】

ア) 陸上競技大会及び全県的な体育・レクリエーション大会等

※サッカー競技で利用する場合、陸上競技等と併用される施設の為、芝の精度に関する高水準の要望にはお応えできませんので、予めご了承願います。また、利用に伴うサッカー（ラグビー）ゴール、ハンマーサークルの撤去・設置及びライン引きについては利用者の負担とします。（他競技も同様とする。）

イ) 学校・企業等の運動会など

※但し、綱引きなど芝が著しく損傷する競技はできません。詳しくは運動公園までお問合せ下さい。

【利用できない事業】

ア) 投てき（やり、円盤、ハンマー等）競技などの練習

イ) グラウンド・ゴルフやゲートボールなどの打球競技

ウ) その他、芝の激しい損傷が見込まれる利用

3 県営武道館

利用種目について

保有設備・備品及び施設維持・管理の面から一部の利用を制限します。

【利用できる事業】

ア) 武道競技及び全県的な体育・レクリエーション大会等

イ) スポーツに関する研修会、講習会等

ウ) 学校・企業等の運動会など

エ) 利用に必要な備品が整備されている競技

（バレーボール、テニス、ハンドボール、バドミントン、卓球）

【利用できない事業】

ア) フットサル等、施設に損傷を与える可能性のある競技

イ) 利用に必要な備品が整備されていない競技等

（バスケットボールなど、上記のエ）記載以外の競技）